

平成27年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成27年3月20日(金)

---

議事日程(第5号)

平成27年3月20日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第1号ないし議案第35号  
請願第1号
- 日程第 2 議案第36号 常陸太田市介護保険条例の一部改正について  
議案第37号 訴えの提起について  
議案第38号 平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第 3 議案第39号 常陸太田市教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議員提案第1号 常陸太田市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 5 所管事務調査及び閉会中の継続調査について
- 追加日程 議員提案第2号

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第36号ないし議案第39号(提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第39号(提案理由説明・採決)
- 日程第 4 議員提案第1号(提案理由説明・討論・採決)
- 日程第 5 所管事務調査及び閉会中の継続調査について
- 追加日程 議員提案第2号(提案理由説明・採決)

---

出席議員

|     |      |    |     |       |     |
|-----|------|----|-----|-------|-----|
| 11番 | 深谷秀峰 | 議長 | 10番 | 菊池伸也  | 副議長 |
| 1番  | 諏訪一則 | 議員 | 2番  | 井坂孝行  | 議員  |
| 3番  | 藤田謙二 | 議員 | 4番  | 赤堀平二郎 | 議員  |
| 5番  | 木村郁郎 | 議員 | 6番  | 深谷涉   | 議員  |
| 8番  | 平山晶邦 | 議員 | 9番  | 益子慎哉  | 議員  |
| 12番 | 高星勝幸 | 議員 | 13番 | 成井小太郎 | 議員  |
| 14番 | 茅根猛  | 議員 | 15番 | 福地正文  | 議員  |
| 16番 | 川又照雄 | 議員 | 17番 | 後藤守   | 議員  |
| 18番 | 黒沢義久 | 議員 | 19番 | 高木将   | 議員  |
| 20番 | 宇野隆子 | 議員 |     |       |     |

---

欠席議員

7番 鈴木二郎議員

---

説明のため出席した者

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 大久保 太 一 市 長         | 宮 田 達 夫 副 市 長       |
| 中 原 一 博 教 育 長       | 植 木 宏 総 務 部 長       |
| 加 瀬 智 明 政 策 企 画 部 長 | 荻 津 一 成 市 民 生 活 部 長 |
| 西 野 千 里 保 健 福 祉 部 長 | 滑 川 裕 農 政 部 長       |
| 樫 村 浩 治 商 工 観 光 部 長 | 生 田 目 好 美 建 設 部 長   |
| 斎 藤 広 美 会 計 管 理 者   | 井 坂 光 利 上 下 水 道 部 長 |
| 福 地 壽 之 消 防 長       | 山 崎 修 一 教 育 次 長     |
| 宇 野 智 明 秘 書 課 長     | 笹 川 雅 之 総 務 課 長     |
| 大和田 隆 監 査 委 員       |                     |

---

事務局職員出席者

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 吉 成 賢 一 事 務 局 長 | 柳 一 行 事 務 局 次 長 |
| 金 子 充 議 事 係 長   |                 |

---

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は19名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますので、ご了承願います。7番鈴木二郎議員，以上1名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 委員長報告

○深谷秀峰議長 日程第1，委員長報告を行います。

議案第1号から議案第35号まで，並びに請願第1号，以上36件を一括議題として，各常任委員会及び予算特別委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長及び予算特別委員長の報告を求めます。

総務委員会，高星勝幸委員長の報告を求めます。高星勝幸委員長。

〔総務委員長 高星勝幸議員 登壇〕

○総務委員長（高星勝幸議員） 皆さん，おはようございます。総務委員会の審査の結果につい

て、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成27年第1回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告をいたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告をいたします。

議案第1号常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第2号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第5号常陸太田市行政手続条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第7号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第13号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、原案可決すべきものと決定。

議案第14号新市建設計画の変更について、原案可決すべきものと決定。

次ページに参りまして、議案第17号市有財産の処分について、原案可決すべきものと決定。

議案第19号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告をいたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 次、文教民生委員会、深谷渉委員長の報告を求めます。深谷渉委員長。

〔文教民生委員長 深谷渉議員 登壇〕

○文教民生委員長（深谷渉議員） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成27年第1回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条及び143条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査の結果の順にご報告いたします。

議案第3号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第4号常陸太田市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第6号常陸太田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第8号常陸太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第9号常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第20号平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第21号平成26年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願、採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 次、産業建設委員会木村郁郎委員長の報告を求めます。木村郁郎委員長。

〔産業建設委員長 木村郁郎議員 登壇〕

○産業建設委員長（木村郁郎議員） 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成27年第1回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第10号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失保証金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第11号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第12号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第15号常陸太田市道路線の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第16号常陸太田市道路線の認定について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第18号損害賠償の額の決定について、原案可決すべきものと決定。

議案第22号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第23号平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第24号平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第25号平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 次、予算特別委員会、深谷渉委員長の報告を求めます。深谷渉委員長。

〔予算特別委員長 深谷渉議員 登壇〕

○予算特別委員長（深谷渉議員） 予算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成27年第1回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条

の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第26号平成27年度常陸太田市一般会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第27号平成27年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第28号平成27年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第29号平成27年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第30号平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第31号平成27年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第32号平成27年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第33号平成27年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第34号平成27年度常陸太田市水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第35号平成27年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

○深谷秀峰議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。議案第4号、議案第13号、議案第14号、議案第26号から議案第29号まで、議案第35号、以上8件について、討論の通告がありますので発言を許します。

20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第26号平成27年度常陸太田市一般会計予算についてを初め、議案第4号、議案第13号、議案第14号、議案第27号から議案第29号まで、議案第35号、議案第36号、以上9議案について反対の立場……。

○深谷秀峰議長 宇野議員，36号については通告がございません。

○20番（宇野隆子議員） 失礼いたしました。訂正いたします。議案第36号に対しては除いて進めてまいります。ですから，以上8議案について，反対の立場を表明するとともに討論を行います。

安倍政権は，消費税8%への増税，アベノミクス，原発の再稼働，沖縄の新基地建設強行，海外で戦争をする国づくりなど，国民多数の明確な反対にもかかわらず暴走しています。社会保障予算の自然増削減，年金削減を初め，高齢者医療の窓口負担の増，介護の利用料引き上げや介護報酬の大幅削減，生活保護の住宅扶助の削減など，手当たり次第に切り捨てを強行しています。財政が大変と言いながら285兆円もの内部留保がある大企業に，今後2年間で1.6兆円もの大減税をばらまこうとしています。また，戦後70年の今年，安倍首相は，憲法改定は自民党の結党以来の目標だと公言し，憲法9条を焦点とした改憲への執念をあらわにしています。

昨日19日付の新聞で，自公協議，戦争立法骨格合意への見出しで，各紙が1面で取り上げております。自民・公明両党が18日，集団的自衛権の行使容認の閣議決定——昨年7月1日決定ですが，これを具体化する戦争立法の骨格について大筋合意したという内容で，本日20日ですが，正式に合意する見通しです。こうした平和と暮らしを壊す暴走政治から市民を守る防波堤の役割が今，地方自治体に強く求められております。

私は2015年度予算の編成に当たり，昨年私が実施した市民アンケートをもとに，市民から寄せられた要望をまとめ予算要望書を提出いたしました。新年度予算では，新婚家庭家賃助成や民間賃貸住宅建築助成の継続や子育て世帯等の住宅取得促進助成，保育園の保育料と幼稚園の給食費を現行の半額程度に減額，子どもの医療費助成を高校3年生まで拡大することなどは高く評価するものです。

施政方針では，本市の「子育て上手常陸太田」をキャッチフレーズに，少子化・人口減少対策を先進的に進めてきました。新年度は，これまで以上に子育て世代の経済的負担の軽減を図り，市の未来を担う若者が定住し，安心して子育てができる環境づくりを進めてまいりますとあります。また，時代を担う子どもたちを学校・家庭・地域が一体となって成長を支えていく取り組みを進めてまいりますとあります。子育て支援も教育の充実も市民みんなの願いです。この間，保育園の指定管理者制度導入や市立幼稚園の統廃合，小中学校の統廃合が進められ問題です。地域の環境が変わり，子どもたちの通園，通学時間が長くなり，子どもの負担も増えています。新年度，新たに設置される学校施設整備検討協議会が，教育の目的に沿って教育の充実と子どもたちの幸せにつながることを願うものです。

高過ぎる国民健康保険税，既に重い負担となっている高齢者の介護保険料の引き上げは，日々の暮らしを圧迫しています。消費税増税は生活の大変さに追い打ちをかけています。国保税の滞納者に対して預貯金などの差し押さえを強行しております。国民健康保険は国民皆保険の柱であり，年金生活者や自営業者，低所得の派遣労働者などが加入しており，必要な税の投入と払える保険税を担保し，医療を提供しなければなりません。払いたくても払えない市民が増えています。格差と貧困が拡大する中で，弱者の実態を踏まえずに徴収を強化することで深刻な事態を招くこ

とがないように求めます。

第6期高齢者プランが策定されました。高齢者の皆さんが目標としている安心して住み続けられる常陸太田の実現にはその対策が不十分です。介護保険で要支援者のサービスは低下させないとの答弁がありましたけれども、地域のボランティア支援が先行しないか、サービス提供の事業者の運営悪化につながらないかの心配は払拭できません。また、新年度から介護報酬の大幅削減による介護事業者への対策を求めてまいります。

子どもの貧困対策についてですが、この間、子育て世代の収入の減少が続いています。本市の生活保護の1.5倍の基準での就学援助率は評価できますが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」における教育の支援に基づき、他市で行っているメガネ購入費、卒業アルバム代への補助対象品目の充実、入学準備金の増額など、その内容の充実が必要です。

昨年末放送されたNHK特集番組は、子どもの貧困を巡る厳しい現実を描きました。食べ盛りのお子がおかずのない食卓でご飯をかき込む。お母さんだけ働かせているわけにはいかないと、進学を断念する高校生の姿もありました。あしなが育英会の奨学金を利用する高校生のアンケート調査でも、あす食べるご飯に困っているなどの叫びが寄せられています。まさにこの子どもが置かれている状況にどんな手だてを打つのか、自治体としても求められているのではないのかと思います。教育費の父母負担の軽減、給付制奨学金など経済的支援も検討が必要だと思います。

防災まちづくりについてです。東日本大震災から4年が経過しました。被災地の賢明な努力にもかかわらず復興や除染は遅々として進まず、いまだ多くの方々が不自由な仮設住宅での避難生活を余儀なくされています。福島第一原発では、事故の収束どころか増え続ける放射能汚染水を制御できない非常事態が続いています。災害列島日本で市民の命と財産を守り、地域のコミュニティを大事にすることをまちづくりの基本にしなければなりません。東日本大震災の教訓を踏まえ、東海第二原発は再稼働を許さず廃炉へ、原発ゼロを地方自治体から力強く発信することを求めます。

地元中小企業業者の仕事起こしと、市内循環型の有効な景気対策として、また、適正な賃金確保策として生活密着型公共事業を拡げて住宅リフォーム助成制度の復活、公契約条例の制定、小規模工事登録制度の提案を再度求めます。

職員については、施政方針で引き続き定員管理適正化計画に基づき職員の適正化を図っていくとあります。市民サービス低下に必ずつながる職員削減、非正規への置きかえは認められません。職員の資質及び能力の向上のためという目的で行われる民間企業派遣研修等の実施は中止を求めます。

議会の役割は市政のチェック、監視役とともに、市民の願いを市政に届け、市民生活の向上に寄与することです。私は一般質問などで求めてきた国保税、介護保険料の引き下げ、利用料の負担軽減、就学援助制度の拡充、高齢者の市民バスの無料パスの発行、敬老祝い金の対象年齢の引き下げ、小中学校の教室へのエアコン設置など、引き続き求めてまいります。

新年度予算の福祉、子育て、教育の充実や地域経済、雇用対策、安全・安心なまちづくりと環境保全など、市民の生活の応援を基本とした市民本来の予算の執行を求めます。

議案第 27 号平成 27 年度国民健康保険特別会計予算についてです。国保税が高過ぎて払いたくても払えない状況は大変深刻です。国保加入者の所得に占める保険税負担は、他の公的医療保険の約 2 倍、所得の 1 割を超えております。既に限界を超えていると断言できます。国保負担の抜本的増額を求めながら、支払準備基金、平成 26 年度末見込み額で約 3 億円程度になると思いますが、この基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れで国保税の引き下げを求めます。また、早期発見、早期予防のために人間ドック等健診の予算が新年度増額となっておりますが、自己負担額の軽減を求めます。

議案第 28 号平成 27 年度後期高齢者医療特別会計予算についてです。年金から保険料を天引きし、医療で差別するこの制度そのものに反対をいたします。

議案第 29 号平成 27 年度介護保険特別会計予算についてです。保険料の策定に当たって、介護保険支払準備基金の平成 26 年度末残高予定額 4 億 2,000 万円の 70% に当たる 3 億円を 3 年間で取り崩すこととして急激な保険料の上昇の抑制を図ると、私の一般質問での答弁がありました。私はこれまでも多額の基金積み立ては問題があると指摘してきました。保険料負担の区分 6 段階から新しく 9 段階の保険料の区分となりました。この 9 段階の保険料負担は、第 5 期と比較すると年額で 2 万 1,700 円の引き上げとなり、これは大変な負担増です。基金の取り崩しを十分に行えば保険料の負担額を少額にすること、あるいは現行どおりも可能だったのではないかと思います。介護保険料の引き上げの負担増に反対をいたします。

議案第 35 号平成 27 年度工業用水道事業会計予算については、一般会計からの補助金 2,550 万円の繰り入れ、これは認められません。事業運営のためのさらなる努力を求めます。

議案第 4 号並びに議案第 13 号についてです。議案第 4 号は、常陸太田市教育員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第 13 号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、この 2 議案についてです。

政府は、教育委員会制度を変えるための法律を成立させ、2015 年 4 月 1 日から施行することとしております。その内容は、一言で言うならば今の教育委員会には問題があるからだというものです。教育委員会改正法案、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正ですが、この法案は、首長が教育政策の大綱を策定することや教育委員会から教育長の指揮監督権限をなくして、首長が直接任命する教育長を教育委員会のトップに据えることが柱です。首長の判断で大綱に愛国心教育にふさわしい教科書を採択するとか、学力テストの結果公表など、教育委員会の専権事項についても記載することが可能となります。教育の政治的中立は守らなければなりません。政治が教育に果たすべき責任は、条件整備などによって教育の営みを支えることです。政治が教育内容に介入し、教育をゆがめることは絶対にあってはならないことです。教育委員会は、憲法に基づく教育の自由、自主性を守るために、一般行政から独立した機関としての重要な役割を持っています。住民の代表である教育委員会が本来の役割を果たすことが大切です。このような教育の政治的中立を侵すおそれのある法改正に伴う本条例（案）には賛成できません。

議案第 14 号新市建設計画の変更についてです。東日本大震災による被害を受けた合併市町村



に係る合併特例債の発行期間が10年延長されたことによる新市建設計画の変更について第6章を見ますと、これは建設の根幹となるべき事業のうち、幼児教育の幼保一体化等の推進とあります。また、第7章、公共的施設の統合整備、老朽施設等の再整備として新たな基本方向が示されました。私はこの基本方向の考え方に疑問を持つものです。それぞれ地域住民、教育関係者、保護者など多くの市民の声に、また要望を生かした対応を求めたいと思います。

以上、8議案について反対の討論といたします。

○深谷秀峰議長 次、議案第4号、議案第13号、議案第26号から議案第35号まで、以上12件についての討論の通告がありますので、発言を許します。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） 公明党の深谷渉でございます。私は、議案第4号、議案第13号と議案第26号から議案第35号までの平成27年度予算関連議案に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

初めに、議案第4号常陸太田市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、そして、議案第13号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、関連がございますのでともに賛成の立場から討論をいたします。

今回の議案第4号の条例制定と議案第13号の関係条例の整理については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が来年度から施行されることに伴うものであります。よってここでこの法律を理解する必要があることから、その内容を具体的に説明させていただきます。

まず、これまでの教育委員会制度に関しての課題として、1つは、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい。2つ目に、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。3つ目に、地域の民意が十分に反映されていない。4つ目に、地方教育行政に問題がある場合、国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるといったことが指摘されてきました。それらを踏まえ、この改正法の趣旨として、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、1つは、教育行政における責任体制の明確化、2つ目に迅速な危機管理体制の構築、3つ目に地域の民意を代表する首長との連携の強化を図り、4つ目にいじめによる自殺事案等の問題に対して国が最終的な教育行政の責任を果たせるようにすることなどによって、教育委員会制度の抜本的な改革を行うものであります。国会の論議において首長による直接任命に関しては、首長から任命されたとしても首長から指揮監督を受ける立場ではなく、首長の部下となるわけではないから教育の政治的中立性が損なわれるというものではないとしております。

次に、総合教育会議の設置、大綱の策定に関して言及いたします。

地方公共団体の長に教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱の策定を義務づけることにより、地域住民の意向により一層の繁栄と地方公共団体におけるこれらの施策の総合的な推進を図ることとしております。また、総合教育会議を設置することにより、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反

映した教育行政の推進を図るとしております。この内容の国会論議においても、総合教育会議の協議議題とすべきものでないものに関して、教育委員会制度を設けた趣旨から教科書の採択や個別の教職員の人事など、特に政治的中立性の要請が高い事項については、教育総合会議における協議議題としては取り上げるべきではないとしております。また、教育委員会を合議制の執行機関として残すとともに、教育委員会の職務権限は変更しないこととしていることから、最終的な決定権限は教育委員会に保留されております。

以上のように、今回の地方教育行政制度改革と新しい教育委員会は、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、これまでの課題解決のため60年ぶりに制度改正するもので、より現実に即した改正と評価できます。この「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が国会で承認され、その施行が来年度になることから、それに伴った議案第4号の市条例の制定と議案第13号の関係条例の整理は必要不可欠であります。この地方教育行政改革により、これまでの教育委員会の課題を解決できることを期待し、以上賛成討論といたします。

次に、議案第26号から議案第35号まで、平成27年度一般会計及び各特別会計、企業会計予算10件について、原案賛成の立場から討論をいたします。

さて、国においては、昨年12月に日本が今後目指すべき方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とこれを実現するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。さらに、これに関連して国と地方が一体となり地方創生に取り組むため、具体的施策をまとめた地方版総合戦略を策定するよう各自治体に要請されております。このような中、市長は、平成27年度施政方針におきまして、第5次総合計画後期基本計画に基づく6つの重点戦略のうち、特に「ストップ少子化・若者定住」と「地域産業の振興とにぎわい創出による元気づくり」に係る主要施策を重点施策と位置づけ、平成27年度の予算を編成しております。

議会における予算の審査に当たりましては、広く客観的に市民の目線に立ち、公平な立場で審査をしてまいりました。その結果、当市の平成27年度予算編成においては、地方交付税の減額など一段と厳しくなる財政状況を認識し、限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、常に事務事業を見直し、費用対効果を精査検証し、健全な財政運営を念頭においた予算の編成に当たられたことがうかがえます。

平成27年度一般会計当初予算は236億5,700万円、前年度当初予算より6億1,700万円、2.7%の増となっております。主な事業といたしまして、少子化・人口減少抑制対策では、これまでの新婚家庭、子育て家庭への助成事業の取り組みを継続するとともに、放課後児童クラブ運営事業の拡充、出産記念品贈呈事業、保育園保育料、幼稚園給食費の軽減の新設など、また、地域産業の振興に向けては、複合型交流拠点施設（道の駅）の整備、ふるさと常陸太田寄附推進事業の拡充などに取り組まれております。特に複合型交流拠点施設（道の駅）は、今年1月に地方創生を推し進めようとする国土交通省により全国1,040カ所——これは本年1月の時点でございますけれども、全国1,040カ所の道の駅から将来性の高い重点道の駅35カ所に選定されました。このことは大きなはずみとなります。来年度の本格的な建設に向け、さらなる農林畜産業の振興施策が図られることを期待しております。その他にもさまざまな主要事業が計画され

ており、福祉・教育・文化・環境・産業などそれぞれの分野において、市民生活向上に向けた幅広い対応と格差是正を目指した細部にわたって市民本位の予算編成と言えるものとなっております。

特別会計については、7会計で総額149億4,265万1,000円、企業会計は2会計で19億7,194万6,000円、各会計の予算を合計いたします、405億7,159万7,000円で、一般会計、各特別会計、企業会計が安定した事業運営の確立を図られるよう計画されており、本市の第5次総合計画後期基本計画の6つの重点戦略に沿って市民の要望に応えた各種事業が積極的に展開されようとしております。

最後に、これらに対する事業予算は市民のニーズと合致しており、議員各位におかれましてもご理解を賜り、議案第26号から議案第35号までの平成27年度一般会計、各特別会計、企業会計10件につきましては、原案のとおり可決されますようご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号常陸太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議案第2号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第3号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、以上3件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号まで、以上3件については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第4号常陸太田市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第4号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号常陸太田市行政手続条例の一部改正について、議案第6号常陸太田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第7号常陸太田市東日

本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失保証金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について、議案第12号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上8件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第12号まで、以上8件については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第13号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第13号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第14号新市建設計画の変更については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第14号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号常陸太田市道路線の変更について、議案第16号常陸太田市道路線の認定について、議案第17号市有財産の処分について、議案第18号損害賠償の額の決定について、議案第19号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）について、議案第20号平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号平成26年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第23号平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第24号平成26年度常陸太田市戸別

合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第25号平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、以上11件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第25号まで、以上11件については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第26号平成27年度常陸太田市一般会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第26号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第27号平成27年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第27号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第28号平成27年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第28号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第29号平成27年度常陸太田市介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第29号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第30号平成27年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、議案第31号平成27年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第32号平成27年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第33号平成27年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、議案第34号平成27年度常陸太田市水道事業会計予算について、以上5件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第34号まで、以上5件については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第35号平成27年度常陸太田市工業用水道事業会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第35号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については、採択とすることになりました。

---

日程第2 議案第36号ないし議案第38号

○深谷秀峰議長 次、日程第2、議案第36号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、議案第37号訴えの提起について、議案第38号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第11号)について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の平成27年第1回常陸太田市議会定例会追加議案をごらん願います。

1ページをお開き願います。議案第36号は、常陸太田市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、介護保険料率の見直し及び介護保険法施行令及び介護保険の国庫負

担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が昨年12月12日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

介護保険料につきましては、2月の全員協議会におきまして、国の介護報酬改定率の見直しの遅れなどにより、暫定の保険料として基準月額4,880円をお示ししたところでございますが、その後、介護報酬が引き下げられましたので、基準月額を4,810円といたしました。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。恐れ入りますが4ページをお開き願います。

第5条でございます。左側改正案でございますが、平成27年度から29年度までの3年間の保険料を年額で定めてございます。所得の状況に応じた保険料の負担区分につきましては、現行の6段階から9段階に細分化いたしました。5号の5万7,700円を標準年額とし、1号から4号は負担軽減を、6号から9号は一定以上の所得のある方に負担の増を求めています。次の第8条は、保険料の区分が9段階に変わることに伴う条文の整理でございます。改正の内容は以上でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願います。中段の附則でございますが、第1項で本条例の施行日を平成27年4月1日からと定めるものでございます。第2項は保険料の経過措置を、第3項は、平成26年に制定された「医療介護総合確保推進法」により、市が新たに取り組むべき事業の開始時期に係る経過措置でございます。当該事業の実施時期につきましては、平成27年4月1日からとされておりますが、事業体制の整備をするための準備期間が設けられており、その開始時期について市長が定める日の翌日からと定めるものでございます。

第3項第1号では、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業について、3ページでございますが、第2号では、同条第2項第5号に掲げる生活支援体制整備事業について、第3号では、同条同項第6号の認知症施策の推進に係る事業について、それぞれ経過措置を定めてございます。

続きまして、お手元の議案書6ページをお開き願います。議案第37号は、訴えの提起についてでございます。下記の訴えを提起いたしたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

相手方は、東京都目黒区上目黒1丁目26番1、中目黒アトラスタワー707号の西野智恵子氏でございます。

訴えの要旨でございますが、内堀町滝坂3585番の私有地に隣接する西野智恵子氏所有の土地から樹木の枝が越境し、市有地の分譲に支障を来しているため、同氏に対し枝の伐採を求めておりましたが、その依頼に応じないことから、越境枝が占有している同町同字3585番——市有地でございますけれども、この所有権の確認と越境への伐採を求めるため訴えを提起するものでございます。なお、本件は弁護士に委任して行います。

次の7ページに、参考といたしまして経緯と訴えの概要を添付いたしましたので、簡潔にご説明申し上げます。

1は、内堀町字滝坂3585番の土地は、常陸太田市滝坂土地区画整理組合が施工、平成20

年4月16日に本換地の登記が完了し、現在市所有の土地になっております。

2でございますが、市では当該地を平成23年度から住宅用地として分譲を始めましたが、隣接地所有者の西野智恵子氏から境界についての異議がなされ、境界は既に確定しているにもかかわらず分譲を延期せざるを得ませんでした。

3は、平成25年度に当該土地に対し購入希望者があらわれ、契約寸前まで進み、市に対して隣接する西野氏所有の土地から越境している枝の伐採の依頼がございました。市では西野氏に対して再三にわたり枝の伐採を求めましたが、伐採を拒否され分譲は不調に終わりました。

4のところですが、西野氏の主張は、当初境界の異議申立てから土地区画整理事業の換地処分への異議に変化しております。西野氏によりますと、西野氏の従前の所有土地分の換地を受けているが、同所にある家屋分で取得できる土地の換地処分がされていないとし、隣接する市有地の一部は西野氏のものであり、枝も西野氏の所有地内であるから伐採の必要はないという主張を繰り返している状況です。

5でございますが、土地区画整理事業は既に事業が完了し境界も確定しており、同氏の主張は全く根拠がなく、越境枝により市有地の分譲に支障が生じていることから、越境枝が占有している内堀町字滝坂3585番の所有権の確認と越境枝の伐採を求め訴えを提起するものでございます。

続きまして、別冊横長の議案書、平成27年第1回常陸太田市議会定例会追加議案補正予算書をごらん願います。

議案第38号は、平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第11号)でございます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,920万3,000円を追加し、総額を239億808万8,000円とするものでございます。第2条で繰越明許費の補正を行っております。主な内容につきましては、事項別明細書にてご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。歳入でございます。

14款2項1目1節総務管理費補助金の補正につきましては、国が平成26年度の補正予算に盛り込んだ新たな交付金として、地域住民生活等緊急支援交付金地方創生先行型を7,487万7,000円計上いたしました。下段の8目1節商工費補助金の補正につきましても、新たな交付金といたしまして、地域住民生活等緊急支援交付金地域消費喚起・生活支援型を1億1,539万1,000円計上いたしました。

15款2項4目商工費県補助金1,192万8,000円の補正につきましては、市が実施するプレミアム付商品券発行事業に対し、茨城県が子育て家庭や高齢者支援のためにキッズカードやシニアカードをお持ちの方に対し、2,000円の購入費補助を行うものでございます。

19款繰越金の補正につきましては、今回の補正財源といたしまして、前年度繰越金を5,700万7,000円追加するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、本日お手元に配付させていただきましたA3横長の議案第38号資料をごら



願います。補正内容につきましては、過日の全員協議会で関係部長から詳細な報告がございましたので、資料により簡潔にご説明申し上げます。今回の歳出予算の補正は、6つの柱で構成しております。資料の左上をごらん願います。緑の部分でございます。

1つ目としまして、地域消費喚起・生活支援でございますが、2つの事業を計上しております。

(1)は、プレミアム付商品券発行事業でございますが、20%のプレミアム付商品券を3万5,000冊発行するため8,647万1,000円を計上しております。(2)は、プレミアム旅行券発行事業でございます。割引率50%のプレミアム付旅行券を1万5,000冊発行するため5,000万3,000円を計上いたしました。下の破線の部分は県補助金で、子育て家庭やシニア層の商品券購入に対し2,000円の補助を行うものでございます。

次は、資料の右上、ピンクの横長の部分でございます。2の少子化・人口減少への対応でございますが、安心子育て応援事業としまして2,989万1,000円を計上いたしました。4つの事業から構成され、①のお母さんへの子育てすくすくメールの配信や、②の新生児家庭への助産師派遣、③はメインとなる事業で、午後6時から10時までドクターや看護師が常駐する子ども夜間診療所を開設するものです。④は電話等による24時間健康相談を行うもので、子育て世代が最も心配する子どもの健康についてケアする事業で、2の少子化・人口減少への対応は今回の補正の目玉でございます。

資料の右側中央をごらん願います。3は雇用の場の創出でございます。ごらんの3事業に1,559万5,000円を計上いたしました。(1)は、市役所北側の国道349号バイパス沿線西側の市街地開発を支援する事業、(2)は、U・I・Jターンを促進する事業、(3)は、中小企業のビジネスチャレンジを応援する事業でございます。

続きまして、資料の右下をごらん願います。4は定住の促進、移住対策で、ごらんの3つの事業に3,803万5,000円を計上いたしました。(1)は、まちなか定住促進事業で、子育て世代や若者向け住環境ニーズを含めた課題の検討整理を行うほか、アパートを建設する個人、法人に対し、1棟当たり400万円を限度として助成するものでございます。(2)は、常陸太田市暮らし促進事業で、移住促進のためのホームページ作成や空き家改修費用への助成を行うものでございます。(3)は、住宅用太陽光発電普及促進事業で、これまで一般会計で計上してきた事業を補助事業に振りかえたものでございます。

続きまして、資料の左下をごらん願います。5は産業の振興で、ごらんの2事業に2,848万4,000円を計上いたしました。(1)は、常陸太田名産品販売促進事業で、特産品販売専用のウェブサイトの開設やPR用動画の作成を行うほか、海外または国内で開催される展示会への参加費用の一部を助成するものでございます。(2)は、おもてなし推進事業で、レンタカー利用助成、観光施設への無料公衆無線Wi-Fiの設置、観光物産協会のホームページを外国語表記やスマートフォン対応へ整備するものでございます。

最後は資料の左側、ピンクの小さな囲みでございます。6は市総合戦略の策定で1,072万4,000円を計上いたしました。市の人口ビジョンや「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものでございます。

以上、歳出についてご説明をさせていただきましたが、新年度はこれら6つの柱からなる事業を中心に、地域における消費喚起や生活支援を行うとともに、近隣自治体に負けない常陸太田らしい地方創生を進めてまいります。

恐れ入りますが、先ほどの別冊横長の補正予算書にお戻り願います。4ページでございます。第2表は繰越明許費補正でございます。追加いたします事業は、ごらんの12事業でございます。それぞれの金額の範囲で平成27年度へ繰り越すものでございます。

私からは以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。通告がありますので発言を許します。6番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） 6番公明党の深谷渉でございます。議案第38号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第11号)についての質疑でございます。補正予算書10ページの商工振興費の補助金、プレミアム商品券事業費の概要について伺います。

今回のプレミアム率20%の商品券発行は、市民の期待が大きいと感じております。この商品券の話をしていただきますと、「えっ、20%ですか」「いつ発行するんですか」「今回はどこでも使えるの」「シニアカードはどこでもらえるの」「今まで商品券を買いに行っても売り切れている」等々、特に家計をやりくりしているご婦人たちから矢継ぎ早に質問が飛んできます。

公明党の主張で、今年度補正予算に盛り込まれた地域消費喚起・生活支援型交付金を活用したプレミアム付商品券、みずほ総合研究所主任エコノミストの徳田氏によりますと、工夫次第で当初予想以上の効果を生む可能性を秘めていると、家計の支援と個人消費の喚起も促すものとして政策効果を認めております。そこで今回の補正予算のプレミアム商品券事業について8点お伺いいたします。

1つ目に、多くの市民が購入しやすくするためには、商品券販売箇所を増やすことが必要と思いますが、お考えを伺います。また、販売時期と商品券の利用期間もあわせてお伺いをいたします。

2つ目に、今回の販売額は従来の3.5倍ですが、1人当たりの購入限度額についてはどのようにお考えなのでしょうか。

3つ目に、1万円の商品券1冊は1,000円券12枚とお聞きしておりますが、日立市のように500円券のお考えはないのでしょうか。また地元商店、大型店舗の利用の割合についてのお考えを伺います。

4つ目に、より経済効果を高めるためには取扱店舗の拡大が必要と考えますが、その対策をお伺いいたします。

5点目に、県の購入補助により、キッズカードやシニアカード提示で1冊に限り8,000円で購入できますが、その販売時のチェック体制はどのようになるのかお伺いいたします。例えば、

子育てが終わった家庭でもまだキッズカードを持っている家庭が利用するケース、または、キッズカードやシニアカードを利用して商品券を既に購入したことを確認する方法などが考えられますが、ご所見をお伺いいたします。

6つ目に、シニアカードは昨年11月から65歳以上の県内住民に配布されておりますが、各自治体の窓口に行かないと配布されていませんので、まだ普及していないのが現状です。本市の65歳以上の人口に対しての普及の割合を伺います。また、シニアカード普及を市として商品券販売前から促進していくお考えはあるのか、ご所見を伺います。

7つ目に、このプレミアム付商品券は、他自治体の住民が本市で購入することや、本市の住民が他自治体での購入も可能なのかお伺いいたします。また、キッズカードやシニアカードの利用も同様に可能なのかお伺いいたします。

8つ目に、昨年の商品券は合併10周年記念と銘打ちましたが、今回の商品券のタイトルについてご検討されているのかお伺いをいたします。

続きまして、地域経済活性化の効果についてお伺いいたします。

日本リサーチ総合研究所主任研究員の藤原氏は、今回の商品券の発行支援は、消費喚起策として期待感が持てる政策だとして、さらに商品券の効果を高めるためには、ふだんの消費に加えてプラスアルファの消費を引き出さないといけない。どちらかという、ふだんは余り買わないものやサービスの消費を刺激するものを企画するといい。レジャー、旅行、娯楽、家電製品などの耐久財の購入を刺激する対策が必要であると論じております。本市では過去4回のプレミアム付商品券を発行しておりますが、それらを検証した結果、その効果をどのように捉えているのか、市民の反応とあわせてお聞かせください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○樫村浩治商工観光部長 プレミアム付商品券発行事業についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の販売方法等についてのご質問でございますが、今回のプレミアム付商品券の発行は、常陸太田市商工会に対し補助事業として実施することを計画しております。商品券の内容といたしましては、1冊1万円で1万2,000円分の買い物ができると、プレミアム率が20%の大変お得な内容であり、総販売冊数は3万5,000冊を計画しております。

詳細につきましては、現在、市商工会と協議を進めているところでございますが、販売箇所は本年度販売を行いました市商工会、それから市役所の本庁舎及び各支所の計5カ所をベースとして現在検討しているところでございます。販売時期につきましては、現在検討中でございますが、利用期間につきましては、「資金決済に関する法律」による規制があることから、最長で年末年始時期を含んだ6カ月間を予定しているところでございます。

続きまして、2点目の購入限度額についてのご質問にお答えをいたします。本市では、東日本大震災直後の平成23年度より本年度まで4回の市独自のプレミアム付商品券発行を実施してまいりました。これまでは購入限度額を3万円に定めておりましたが、これにつきましては、今後市内における消費動向を考慮するとともに、他自治体の状況を見ながら決定してまいりたいと考え

ております。

続きまして、3点目の商品券のつづりの内容と利用可能な店舗の比率についてのご質問にお答えをいたします。商品券のつづりにつきましては、1,000円券の12枚つづりを予定しております。また、利用可能店舗につきましては、これまでは大型店舗における利用可能金額は1冊1万1,000円のうち5,000円分までと制限しておりましたが、利用する方の利便性ととも地域における経済効果が最大限高まるよう検討してまいります。

続きまして、4点目の取り扱い店舗数についてでございますが、今年度は市商工会会員の327事業所で取り扱いをしていただきましたが、今回につきましては、非会員の事業所にもご参加いただけるよう事業所への訪問などによる周知活動を行い、参加店舗の拡充を図ってまいります。

続きまして、5点目の茨城県の購入補助による販売する際のチェック体制についてのご質問にお答えをいたします。この件につきましては、現在効果的な方法を関係各課と検討しているところでございますが、過日、茨城県保健福祉部主催による市町村の担当者説明会の中で説明を受けてまいりました。茨城県の指導に従いましてキッズ及びシニアカードの掲示、割引申込書への住所氏名等の記入、そして販売済みのカードへの消印表記による無効化などの方法により、販売時に混乱が生じないようにチェック体制を今後整備してまいりたいと考えております。

7点目の他自治体の住民への販売についてのご質問にお答えをいたします。この件につきましては、先ほど申しあげました茨城県の担当者説明会において、茨城県の購入補助事業は県民を等しく対象とするものであり、住所地以外における商品券購入について茨城県は制限を加えるものではないとしていることから、他自治体の状況等を鑑みながら決定してまいりたいと考えております。

続きまして、8点目の商品券のタイトルについてのご質問にお答えをいたします。今回のプレミアム付商品券が全国の自治体でほぼ同時期に販売されることから、購入される方にとってインパクトがあり、なおかつ親しみやすいネーミングにしたいと考えております。

最後の大きな2点目の地域経済活性化への効果についてのご質問にお答えをいたします。

本市では先ほど申しあげましたとおり、本年度を含め既に4回プレミアム付商品券発行业に取り組みしておりますが、平成24年度事業後の参加事業者に対しアンケートを行い、その結果によりますと、293事業所中147社の事業所から回答がございました。その中で、大変売り上げに役立った、少しだが売り上げ増に役に立った、何らかの効果はあったということで、全体で78.3%に当たる事業所の方々から効果があったという回答をいただいております。

また、市民の皆さまからも大変ご好評をいただいております。平成23年度の事業開始時には、この商品券の完売まで1カ月以上を要しておりましたけれども、平成26年度——本年度はわずか1週間で完売した実績から判断いたしますと、この商品券が広く市民の皆様に認知され、そのプレミアム感が浸透していると認識しております。市内における本事業による経済効果が十分に上がっているものと捉えております。

今回5回目となる平成27年度の地方創生による事業実施に際しましても、市民の皆様の期待は大変大きく、市内における消費の喚起と地域経済の活性化及び市民生活の支援を図るためにし

っかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 プレミアム付商品券発行事業の概要についての6点目の茨城県シニアカードの普及についてのご質問にお答えをいたします。

本市では、平成26年11月10日号の「ひたちおたお知らせ版」において茨城シニアカードの周知を行い、平成26年12月1日から高齢福祉課、あるいは各支所、地域包括支援センターでそれぞれ配布を行ってまいりました。2月末時点で65歳以上の高齢者が1万7,749人おりますけれども、その人数に対し788人が受領いたしている状況でございまして、割合は4.4%となっております。今後もこのカードにつきましては、カードの周知PRを行いまして、引き続き各窓口で配布を行うとともに、特に老人クラブ、あるいは民生委員さんを通じての配布などができないかといった検討も行いまして、役員の皆様と協議調整を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) ただいまは大変ありがとうございました。今回のプレミアム付商品券の発行事業は今までの発行事業と違い、販売取り扱いでの多くの課題があるかもしれませんけれども、混乱のないように知恵を絞って万全の体制でお願いしたいと思います。そしてこの事業が消費喚起のきっかけを作り、本格的な消費拡大となり地域経済の好循環を起こせるよう期待して、私の議案質疑を終わらせていただきます。

○深谷秀峰議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。私は議案第36号、議案第37号、議案第38号の3議案について質疑を行います。

まず、議案第36号常陸太田市介護保険条例の一部改正についてです。この議案第36号においては、先ほど議案説明の中でありましたけれども、国の介護報酬の改正の決定が遅れたためということで、本来なら文教民生委員会に付託される案件ですが本日提案されたということで、先ほど議案第29号の平成27年度介護保険料特別会計の中で、介護保険料の改正も含めて反対討論をしたわけですが、その中でお伺いをしたいと思います。

この保険料は、現行標準6段階から改正後標準9段階となったわけですが、この見直しによつての被保険者への影響ですが、第5期の5段階が分別されて1.20、また1.30となり、それから第9段階においては1.70ということで非常に細分化されたわけですが、それぞれの人数を伺いたしたいと思います。

議案第37号訴えの提起についてです。この訴えの提起ですけれども2月の全協で報告を受け、また、施政方針の中でも最後にこの件が追加議案になると予想されるというようなことが挙げられておりました。この訴えの提起概要は5点ありますけれども、提起する前までにこういうこと

で相手方と話をしてきたと、理解を求めてきたと思うわけですが、滝坂土地区画整理事業組合による本換地の登記がもう完了して、現在市有地となっている区画を相手方が認められないと、境界についての異議申立てがあったということですが、どのような形で理解を求めてきたのか、1点伺いたいと思います。

それから、時間をかけて話をしてきたにもかかわらず、なぜ伐採ということで承諾を得られなかったのか、相手方が応じなかったのか、その辺のことをもう少し伺いたいと思います。

議案第38号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第11号）についてです。先ほど同僚議員からプレミアム付商品券発行事業については質問がありまして、私もこのプレミアム付商品券発行事業、旅行券発行事業の2事業をお伺いするつもりでいたんですが、先ほどのご答弁の中でわかりました。

1点だけ伺いたいと思うんですが、第4回目、26年度のプレミアム付商品券発行ですが、327の事業所が賛同してくれたというようなことで、今後商工会の組合員でないところも歩いて業種拡大といいますか、そういったことで増やしていきたいという話もありました。私は業種拡大の中で、例えば家の中のクロスの張りかえとか、家の小規模の修繕とか、こういったこともぜひそこに盛り込んでいただきたいなと考えているんですけれども、この辺検討できるかどうか伺いたいと思います。

それから、地方創生先行型の中で、1事業について少子化・人口減少への対応ということで、9ページの母子健康費13節委託料です。夜間診療業務委託料1,630万8,000円、24時間健康相談業務委託料620万9,000円、その他に子育てすくすくメール業務委託料、助産師派遣業務委託料等々ありますけれども、夜間診療、24時間健康相談業務、この2つの委託料について伺いたいと思います。

4事業とも子どもを安心して育てていくということでは、それぞれ大事な事業かと思うんですが、夜間診療業務委託料、24時間健康相談業務委託料、これまでもこういった需要といいますか、相談などがあったのではないかと思います。状況と委託内容について伺いたいと思います。

議案第38号、ページ10、2目19節です。この中の中小企業ビジネスチャレンジ応援事業費800万円についてです。これも全協で説明が少しありましたけれども、どういう事業所が利用できるのかと。今、中小企業——家族経営などの小規模事業者は、昨年4月からの消費税増税で営業実態は非常に深刻だと。そういう中では余力がある事業所がこの事業を利用できるのか、大変なところでも仕事起こしとか、仕事づくりの支援になるのかどうか、これについて伺いたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 まず、議案第36号介護保険条例の一部改正についての中で、保険料現行標準6段階から改正後9段階の見直しによる被保険者への影響ということで、新しい6段階から9段階までの人数というご質問にお答えをいたします。

まず、新6段階が第6号に当たりますけれども、こちらが2,450名。第7号——新第7段階になりますけれども、こちらが2,255名。第8号——新第8段階になりますけれども1,101名。そして第9号——新第9段階、こちらが621名でございます。

続きまして、議案第38号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算の中で、4款1項3目母子衛生費の13委託料の中の夜間診療業務委託料、それと24時間健康相談業務委託料についてのご質問にお答えをいたします。

まず、夜間診療業務委託事業でございますけれども、こちらは急に発症する子どもの病気に対する一次医療としての役割を担う医療機関として子どもの夜間診療所を開設するものでございまして、常陸太田市内の夜間における子どもの医療環境の充実を図ろうとするものでございます。

事業の概要につきましては、平日の5日間、午後6時から10時までの4時間、緊急時の子どもの夜間診療を行うものでございまして、現在常陸太田市医師会のご理解とご協力のもとで今協議調整を進めさせていただいているところでございまして、できるだけ早い時期の受診開始を目指してまいりたいと存じます。

次に、24時間健康相談業務委託事業でございますが、こちらの事業は子育て世帯に限らず広く市民の皆様にご利用いただくことを想定した事業でございます。市民の皆様が抱く健康に対するさまざまな不安に対して24時間いつでも相談できることにより、自宅にいながら安心して健康管理を行い生活することのできる環境づくりを進めるものでございます。

事業概要につきましては、市民の健康や育児相談、けがをした場合の対応など、さまざまな相談に対して家庭でどのように対処すればいいのかなどについて、医師・保健師・看護師などの専門職がコールセンターに常駐いたしまして、365日24時間体制で電話やメールに対応するものでございます。

ご説明いたしましたこれらの事業につきましては、子育て世代の皆様方からも充実を求めるご意見などをいただいているところがございまして、市の取り組む最重要課題である少子化・人口減少対策の取り組みをさらに強化推進するために、今回補正予算に計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 議案第37号訴えの提起についてのご質問にお答えをいたします。

市有地と西野氏が所有する土地の境界でございますけれども、土地区画整理事業の完了により登記され明確になっているところでございます。西野氏との協議につきましては、平成25年10月から本年3月までの間に現地での確認等も含めまして、直接の面談、さらには文書によるもの、また電話によるものなどを合わせまして29回協議を行ってまいったところでございます。この協議におきましては、既に登記が済んでいるものでございまして、境界については明らかになっておりますことを丁寧にご説明してまいったところでございます。

西野氏の主張でございますけれども、当初の境界に係るものから西野氏の所有する土地の中の区画整理事業以前から建っている家屋の部分について換地がされていないといったものに変化し

てきておりまして、これらの内容について協議をしご説明してきたところでございますけれども、ご理解が得られなかったという経過でございます。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

○樫村浩治商工観光部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

プレミアム付商品券の中で、軽微な住宅のリフォームについてはどうかと、そういう事業者はというお尋ねでございます。本市といたしましてもこれまでプレミアム付商品券を4回発行してまいりまして、これを使って軽微なリフォームをしていただいたという事例はたくさんございます。主にキッチン回りとかお風呂とか設備関係、それからガス給湯に関しての一部リフォームなどは、プレミアム付商品券を使っていただいているという実績もございます。さらに、今回5回目になるわけですが、本事業においても当然このような軽微な住宅リフォームに対応していけるような事業所の呼びかけも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、住宅リフォーム関係につきましては、これまで本市でも介護を必要とするリフォームや高齢者、体の不自由な方のリフォーム事業などは既に支援をさせていただいております。また、今議会において東日本大震災による被災者への助成事業なども1年拡大してという案件についても上程させていただいております。

今回のプレミアム付商品券につきましても、お尋ねの住宅リフォームに対応できるような事業所を積極的に商工会と連携をとりながら拡大を進めていきたいと考えております。

続きまして、中小企業のビジネスチャレンジ応援事業についてのご質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、地方が人口減少を克服し、将来にわたって活力ある社会を実現するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、若い人たちが安心して働くことができるよう雇用の質が求められております。また、高付加価値商品の開発やその付加価値を生み出す企業の育成が求められております。これらのことから市内事業者の育成が図られ、地域の活性化等が促進するよう取り組みをするものでございます。

事業の内容についてでございますが、本事業は中小企業等の新製品、新技術開発に対する支援、そして中小企業の販路拡大に対する支援、中小企業の技能訓練に対する支援などの事業で構成されております。

1つ目の中小企業の新製品、それから新技術開発に対する支援につきましては、市内事業者がオンリーワンの新製品、新技術を開発するための費用の一部を補助するものでございます。補助率については2分の1で補助限度額は100万円とさせていただいております。

それから、2つ目の中小企業の販路拡大に対する支援でございますが、これは市内事業者が国内外において取引先、それから事業提携先を新たに開拓する際の費用、それから受注機会の拡大に要する費用等の一部を補助するものでございます。補助率を2分の1として、補助限度額は国内で10万円、海外に行く場合については30万円としております。

それから、中小企業の技能訓練に対する支援でございますが、これは従業員さんの職業能力の高度化を図るための技能習得、それから、資格取得に要する費用の一部を補助させていただくということでございます。補助率は2分の1で、上限については1社当たり10万円と考えており



ます。

今般地方が抱えております人口減少が地域経済の縮小及び地域経済の縮小が人口減少を加速させるという、いわゆる負のスパイラルに歯止めをかけて、ひと・しごと・まちの創生の好循環を確立することが大変重要であると認識しております。今回の中小企業ビジネスチャレンジ応援事業においては、市内事業者の規模や形態にとらわれずチャレンジしていただくことで新たなビジネス構築による地域の振興が図られていくものと考えております。これらのことから、これまで中小企業事業者への支援に取り組んでまいりましたが、今般の事業とあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 宇野隆子議員。

○20番（宇野隆子議員） ありがとうございます。2回目の質疑を行います。

議案第37号訴えの提起ですけれども、こういうことで裁判にかけると一定時間を要すると思いますが、それで結果が出ると言いましても、もう既に決まっている内容のことですから、法できちんとさせるということなんでしょうけれども、その後もすぐには解決できないだろうと、これまでのいろいろな経過を見ますと……。

○深谷秀峰議長 宇野議員に申し上げます。議案質疑ですから質疑に徹するようお願いいたします。

○20番（宇野隆子議員） 要望としては、今後も丁寧な説明にぜひ努力していただきたいとお願いしたいと思います。

議案第38号ですけれども、地域住民生活と緊急支援のための交付金の活用によって少子化対策、交流人口の増、そして地域経済の振興ということでぜひ役立ててほしいと、その事業の成功に向けて取り組んでいただきたいと思います。

夜間診療業務委託料ですけれども、子どもさんが対象になるわけで、本市において小児外科医・内科医が何人ぐらいいるのか参考までに伺いたいと思います。

○深谷秀峰議長 1点でよろしいですか。

○20番（宇野隆子議員） はい。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

常勤の小児科医が1名、非常勤の小児科医が3名いらっしゃるということで伺ってございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 以上で質疑を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号、議案第37号、議案第38号、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号、議案第37号、議案第38号、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

議案第36号について、討論の通告がありますので発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。議案第36号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

議案第36号ですけれども、先ほど議案第25号平成27年度介護保険特別会計予算の中で反対の討論を行っております。関連しておりますので、その内容が重複するかもしれませんが、この介護保険料率の引き上げに伴って第9段階の保険料、1つ見てみますと、第5期の保険料より年額で2万1,700円も増えております。また、年額基準額保険料を見てみますと6,800円も増えていて、これは大変な負担となるわけです。引き下げを求めて議案第36号に反対をいたします。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議案第36号常陸太田市介護保険条例の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議案第36号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号訴えの提起について、議案第38号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第11号)について、以上2件については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第37号、議案第38号、以上2件については、原案可決することに決しました。

---

日程第3 議案第39号

○深谷秀峰議長 次、日程第3、議案第39号常陸太田市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

[大久保太一市長 登壇]

○大久保太一市長 追加議案であります議案第39号についてご提案を申し上げます。常陸太田市教育委員会委員の任命についてでございます。

次の者を常陸太田市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成27年3月20日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所は常陸太田市大菅町4番地。氏名、大金隆子氏。生年月日は、昭和30年10月9日でございます。

提案理由は、常陸太田市教育委員会委員、根本恵子氏が平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するためご提案するものでございます。

なお、大金隆子氏の略歴につきましては、参考までに付けてございますが、昭和50年3月、玉川学園女子短期大学卒業。職歴といたしましては、当市の図書館の協議会の委員、あるいは特別支援教育指導員等々を歴任されまして、直近では常陸太田市立里美中学校PTA副会長並びに常陸太田市立里美幼稚園学校評議員等を務めていただいている方でございます。ご同意を賜りますようお願いいたします。

---

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号常陸太田市教育委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号については、原案同意することに決しました。

---

日程第4 議員提案第1号

○深谷秀峰議長 次、日程第4、議員提案第1号常陸太田市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。3番藤田謙二議員。

〔3番 藤田謙二議員 登壇〕

○3番（藤田謙二議員） 議員提案第1号について、お手元に配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第1号常陸太田市議会委員会条例の一部改正について、常陸太田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成27年3月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員、藤田謙二。賛成者、同じく高木将、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく益子慎哉、同じく深谷渉、同じく木村郁郎。

提案理由ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法第121条が改正されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

次のページに参りまして、常陸太田市議会委員会条例の一部を改正する条例。

常陸太田市議会委員会条例の一部を次のように改正する。第20条中、教育委員会委員会の委員長を教育委員会の教育長に改める。

附則としまして、1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の第20条の規定は、なおその効力を有する。

具体的には新旧対照表をごらんください。

以上申し上げます、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。議員提案第1号常陸太田市議会委員会条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

先ほど議案第4号並びに議案第13号において、反対討論で理由を述べております。この議員提案第1号についても関連しておりますので反対といたします。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議員提案第1号常陸太田市議会委員会条例の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議員提案第1号については、原案可決することに決しました。

---

日程第5 所管事務調査及び閉会中の継続調査について

○深谷秀峰議長 次、日程第5、所管事務調査及び閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしてありますとおり、総務委員会、文教民生委員会、産業建設委員会、議会運営委員会から、それぞれ閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会の申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員会の申し出のとおり決しました。

---

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第2号手話言語法制定を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。よって、議員提案第2号を日程に追加し、議題といたします。

---

追加日程 議員提案第2号

○深谷秀峰議長 議案を配付いたします。

[事務局議案を配付]

○深谷秀峰議長 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○深谷秀峰議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。6番深谷渉議員。

[6番 深谷渉議員 登壇]

○6番（深谷渉議員） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第2号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第2号手話言語法制定を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成27年3月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員、深谷渉。賛成者、同じく藤田謙二。同じく宇野隆子。同じく高木将。同じく川又照雄。同じく菊池伸也。同じく諏訪一則。

提案理由、政府と国会においては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定することを意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参りまして、手話言語法制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006年、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年、平成23年8月に成立した改正「障害者基本法」では、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え。よって、本市議会は、政府と国が下記の事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成27年3月20日、常陸太田市議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛となります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

○深谷秀峰議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第2号手話言語法制定を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、原案可決することに決しました。

---

○深谷秀峰議長 以上をもって、今期定例会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成27年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今季定例会は、平成27年度各会計の当初予算を初め、専決処分の承認、条例の制定や一部改正、平成26年度補正予算や人事案件など、合わせまして40件について、原案のとおり承認、可決、ご同意を賜りましてまことにありがとうございました。議員の皆様の慎重で熱心なご審議に対しまして心から感謝を申し上げます。また、審議の過程でいただきましたご意見やご要望、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮してまいりたいと存じます。特に平成27年度予算の執行につきましては、経済情勢や国・県の施策の動向に注視しながら、施政方針に基づいて適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、あらかじめご了承を賜りたいことがございます。平成26年度の一般会計補正予算につきましては、特別交付税及び市債などの額の確定に伴い、議会を招集する時間的余裕がないと見込まれることから、専決処分により措置をさせていただきたいと存じます。本日閣議決定いたしまして、当市におきます特別交付税の配分額がようやく決まった状況でございます。また、「地

方税法」の改正が国会において審議中であることから、市税条例等の改正につきましても審議状況により措置させていただきたいと存じます。ご了承をお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様には時節柄ご自愛をいただきまして、本市の最重要課題である少子化・人口減少対策、地域経済の活性化のために、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○深谷秀峰議長 今期定例会は、3月4日から本日まで17日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成27年第1回常陸太田市議会定例会を閉会といたします。

午後0時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員